

昨 年11月に、肥後銀行と鹿児島銀行、そして、横浜銀行と東日本銀行の二組が、さらに本年4月にはトモニホールディングスと大正銀行が、経営統合に向けた基本合意を相次いで発表し、地銀^{※1}の再編機運が高まっている。

本稿は、金融法および組織再編を専門とする弁護士である筆者らが、地銀の再編に關連する法的留意点を、実務の参考として整理したものである。

一 再編の背景

1. 公表資料にみる再編の目的

筆者らが、過去10年間の地銀の再編事例に關する各行の公表資料を調査した結果によると、過半数の事例で再編の目的として掲げられているのは、営業部門における業務提携・ノウハウの共有、顧客基盤の融合・拡大、経営基盤・ブランド力の強化、地域経済へのさらなる貢献といった事項であった。このほか、多くの事例で、店舗配置の効率化、内部管理部門一元化やシステム統合によるコスト削減、大型案件等の新規業務への取組みといった目的が掲げられている。

以上のほか、近時の地銀の経営統合についてのプレスリリースでは、再編の経緯として、人口減少やこれによる地域経済の市場規模縮小に言及するものも見られた。^{※2}

2. 最近の規制環境の変化

地銀の再編機運の高まりの背景には、地銀をめぐる規制環境の変化もある。例えば、昨年3月からバーゼルⅢが国内基準に適

地方銀行再編に関する 法的留意点

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

弁護士 戸塚貴晴 Takaharu Totsuka 弁護士 谷本大輔 Daisuke Tanimoto

地銀の経営統合機運が高まっている。こうした環境下において、合併や経営統合を検討する場合には、顧客情報の共有のあり方、役職員の兼職の可否、投資先・関連会社、取引先との関係など、法的な見地から留意すべきポイントが少なくない。その取り組むべき課題を整理し解説する。

用されることになったほか、地銀の主要収益源の一つである投資信託の販売に關し、手数料詳細に關する説明義務付けや、トータルリターン通知制度の導入といった、コンプライアンス費用を増加させる規制強化が行われた。

また、昨年12月1日に施行された関連法令の改正に伴い、金融グループの組織再編やビジネスモデルの再構築等を実施する場合であつて、当該組織再編等の目的の実現のために必要であると認められる場合には、大口信用供与等規制の適用除外を認めることを明確化するなど、再編を促進する施策も実施された。

二 最近の再編事例

地銀の再編の手法としては、共同持株会社の設立を伴う株式移転による経営統合または合併が一般的である。

これらの手法による地銀の再編事例については、全国銀行協会が公表している平成元年以降の銀行の提携・合併リストを参照されたい。^{※3}

三 法的観点からの検討を要する事項

1. 経営統合後の業務運営に影響を及ぼす法的留意点

(1) 顧客情報の共有

経営統合を行う銀行間での営業部門における業務提携・ノウハウの共有、または、顧客基盤の融合・拡大を図る場合に問題となるのが、顧客情報の共有である。金融商品仲介業務に従事する地銀の役職員は、法令

上、発行者等に関する非公開情報を、当該地銀の親法人等または子法人等と授受することについて、金融商品取引法上の制限を受ける。

これに加え、各銀行が顧客等に対して負っている守秘義務や忠実義務の観点から、経営統合に伴い共有可能となる顧客情報の範囲や、その管理方法を具体的に検討する必要がある。^{※4}

この点、内部管理目的による情報共有の場合、情報共有について事前に顧客等の承諾を取得している場合、またはオプトアウトの機会を提供している場合等には、より広範な情報共有が可能となる場合がある。

(2) 役職員の兼職

経営統合により、営業部門の一体化による収益力向上や、内部管理部門一元化によるコスト削減を図る場合には、銀行の役職員の兼職やグループ内の銀行間での委託の可否・範囲を検討する必要がある。銀行間での役職員の兼職は、一般的に禁止されるものではないが、兼職者が複数の銀行の情報取得し得る立場にある場合、(1)で述べた共有可能な情報の範囲との関係で、適切な業務遂行体制を構築することができかどうかの検討が必要である。

(3) 投資先・関連会社への影響

銀行法上、銀行およびその子会社による一般の事業会社の議決権の取得・保有は合算で全議決権の5%以内に制限されており(いわゆる5%ルール)、^{※5}銀行持株会社およびその子会社による議決権の取得・保有についても合算で全議決権の15%以内に制限されている。

また、銀行が保有し得る子会社等(子会社、子法人等および関連法人等)の業務範囲

図1 ● 経営統合手続（持株会社への共同株式移転）のフローチャート（モデル）

1 事前準備段階

- 統合相手の候補に関する情報収集・検討
- 行内検討・調整
- 統合先との事前協議開始
- 統合先との秘密保持契約締結

2 基本合意書の締結段階

- 基本合意書締結の機関決定・開示
- 統合先のデュー・デリジェンス開始
- 事前相談（当局：許認可・開示関係、取引所：上場廃止・新規上場関係）
- 株式移転比率にかかる第三者算定機関

3 交渉・調整段階

- 株式移転契約書・株式移転計画のドラフト・交渉
- 共同持株会社の設立準備
- 統合後の業務運営体制の検討
- 許認可・届出等（※図2参照）の準備
- デュー・デリジェンスを通じ、取引先・顧客等との関係で必要な通知・承諾を特定

4 決定・効力発生段階

- 取締役会による株主総会招集の決定・開示、株主総会招集通知の発送
- 株式買取請求権等に関する通知・公告
- 株主総会特別決議による承認
- 新会社（共同持株会社）の設立登記
- 事前・事後開示書面の備置
- 通知・承諾の取得（顧客・取引先等）

にも制限が課されている。^{※6}
 このため、地銀が再編を検討するにあたっては、再編後の銀行や銀行持株会社が保有する議決権の保有割合を算出し、新たに規制上限に抵触することとなる投資先や関連会社等、または、新たに子会社等に該当することになる会社に生じる影響を吟味する必要がある。
④ 取引先との関係
 再編を契機として、統合後のグループ内での利益相反取引が新たに発生する可能性がある。例えば、地銀がメインバンクとして経営支援をしている取引先と利害の対立する当事者（例：当該取引先を敵対的に買収しようとしている会社）に、経営統合の相手方となる地銀がアドバイザー業務を提供している場合などが想定される。
 銀行法および銀行法施行規則上、銀行には利益相反取引の特定や顧客保護のための体制整備が求められており、利益相反管理の具体的な方法として、①部門の分離（情報共有先の制限）、②取引条件または方法の変更、③取引の中止および④利益相反事実の顧客への開示等が規定されている。
 このほか、共同持株会社への株式移転に伴う地銀の株主の異動が、各地銀が当事者となっている契約上の制限事項（例：地銀に対する支配の移転に関する条項）に該当し、当該契約相手方との関係で事前の通知や承諾の取得が必要となる場合があるので、主として、地銀が当事者となっている金融取引資金調達取引・デリバティブ取引等の契約条項を予め確認する必要がある。

2. 経営統合の手続の検討・管理

経営統合を実施するにあたっては、統合相手となる地銀との協議、交渉および契約締結のほか、会社法や銀行法、金融商品取引法等のさまざまな法令に則った手続が必要となる。図1は、経営統合に向けて、典型的に必要な手続のモデルを示したものである。

四 最後に——
再編メリット拡大の可能性

以上のように、地銀の再編には、業務範囲の拡大や、収益力やブランド力の強化といったメリットがある。さらに、内閣総理大臣の諮問機関である金融審議会では、本年3月より、金融持株会社等によるグループ共通業務の統合的な実施や、金融持株会社傘下の子会社の業務範囲の柔軟化を始めとする、金融グループを巡る制度のあり方についての検討が開始されている。

今後の制度改正の動向次第では、再編によるメリットは一層大きくなる可能性がある。

再編の検討にあたっては、各地銀の収益・コストへの影響の分析はもちろん、法令遵守体制を始めとするガバナンス体制の強化さらには、地銀が地域経済のなかで担う公共的役割を維持・発展させるうえでベストな選択肢は何かという観点からも、慎重な検討が求められるよう。

図2 ● 許認可・届出等リスト (例)

手続名【根拠法令】	提出期限 (原則)
銀行持株会社による有価証券届出書の提出 (組織再編成に伴い発行される有価証券についての開示)【金商法】	会社法上の新設合併契約等備置開始日 (最も遅い場合でも株主総会の2週間前) の前日
銀行持株会社による訂正有価証券届出書の提出【金商法】	訂正事由が生じた都度
銀行持株会社の設立認可の取得【銀行法】	あらかじめ
大量保有報告書・変更報告書 (銀行の株式大量保有・銀行グループによる株式大量保有)【金商法】	提出事由発生後5営業日以内
銀行による臨時報告書の提出【金商法】	株式移転に関する取締役会決議後、遅滞なく
登録金融機関の持株会社、親法人等若しくは子法人等の変更届出【金商法】	遅滞なく
銀行・銀行持株会社の総議決権の5%超の議決権大量保有者による届出書・変更報告書の提出【銀行法】	提出事由発生後5営業日以内
銀行持株会社の総議決権の20%以上を保有する主要株主になろうとする者による認可の取得【銀行法】	あらかじめ
特定主要株主 (銀行の議決権の20%以上を保有する者等) が基準数の議決権の保有者でなくなった旨の届出【銀行法】	遅滞なく
銀行の総株主の議決権の5%超の議決権が一の株主により取得されることとなった場合の届出【銀行法】	随時
銀行持株会社による認可に係る銀行持株会社として設立された場合の届出【銀行法】	随時
銀行持株会社の総株主の議決権の5%超の議決権が一の株主により取得されることとなった場合の届出【銀行法】	随時
銀行持株会社による自ら又はその子会社が国内の子会社対象会社 (銀行が子会社とし得る会社) の議決権を合算してその15%を超えて取得し、又は保有することとなった場合の届出【銀行法】	随時
共同株式移転の届出【独占禁止法】	共同株式移転の実行の30日以上前に受理される必要あり。
事業再編計画の提出【産業競争力強化法】	2020年3月31日
経営基盤強化計画の提出【金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法】	2017年3月31日
株式等の引受け等に係る申込み【金融機能強化法】	2017年3月31日
その他 (取引所での適時開示・上場廃止・新規上場手続、証券保管振替機構・全銀協・日証協・清算機関等での手続等)	—



Profile



とつか たかはる

2002年まで日本銀行に勤務の後、2003年10月弁護士登録、2009年1月アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー就任。銀行法・金商法を中心とする金融規制法に関する助言のほか、幅広い金融取引を多数取り扱う。

たにもと だいすけ

2006年10月弁護士登録・アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所。金融機関やファンドによる金融取引案件、金融コンプライアンス案件を専門とする。金融庁や英国での勤務を通じ、金融規制法の立法過程にも精通している。

※1 本稿において、地銀とは、全国地方銀行協会または第二地方銀行協会に加盟の地方銀行をいう。

※2 金融庁「金融モニタリングレポート」(2014年7月。www.fsa.go.jp/news/26/20140704-5/01.pdf)は、人口減少に伴う貸出規模の縮小が予想される中で、貸出の量的拡大というビジネスモデルが中長期的に成立しない可能性を指摘している。

※3 全国銀行協会は、平成元年以降の銀行の提携・合併リストを公表している。(http://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-h/7454/)

※4 全国銀行協会「法人顧客に係る銀証間の情報共有のあり方に関する研究会報告書」(2008年4月)参照。(http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/news/detail/nid/2943/)

※5 銀行法上の5%ルールは、2013年金融商品取引法等の一部改正で緩和され、合併等に伴う場合には、一定期間に限って、5%超の議決権を保有することが許されることとなった。なお、銀行法とは別に、独占禁止法も、銀行に対して、他の国内の会社の議決権取得・保有について5%の制限を課している。

※6 銀行法上、銀行が子会社等とし得る会社には、例えば、銀行、金融商品取引業者、金融商品仲介業者、保険会社等、信託会社、従属業務または金融関連業務を営む会社が含まれる。